

## II 需給調整・価格安定対策

### 1 輸入指定糖に関する業務

#### (1) 輸入指定糖売買業務

##### ア 輸入指定糖各種指標

##### (ア) 砂糖調整基準価格、指定糖調整率及び二次調整金

令和6砂糖年度に適用される価格調整法第3条第1項の砂糖調整基準価格、同法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、令和6年9月30日に次のように告示された。

○砂糖調整基準価格 1,000キログラムにつき153,200円（153,200円）

○指定糖調整率 100分の39.32（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,613円（25,613円）

注：（ ）内は令和5砂糖年度の数値である。

##### (イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表49のとおり告示された。

##### 平均輸入価格

適用期間の初日前10日から遡って過去90日間のNY粗糖先物価格（NY11）の平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	-----------------------------------	---	--------

##### (ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハ及びニの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて表49のとおり3か月ごとに算定された。

##### (エ) 指定糖調整金軽減額

異性化糖及び加糖調製品に係る軽減額として農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）は3か月ごとに定められ、表49のとおり告示された。

- ・適用期間 令和6年4月1日から6月30日まで  
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（令和6年3月29日告示）  
加糖調製品 1,000キログラムにつき 4,100円（令和6年3月29日告示）
- ・適用期間 令和6年7月1日から9月30日まで

- 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円 (令和6年6月28日告示)
- 加糖調製品 1,000キログラムにつき 4,100円 (令和6年6月28日告示)
- ・適用期間 令和6年10月1日から12月31日まで
- 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円 (令和6年9月27日告示)
- 加糖調製品 1,000キログラムにつき 4,200円 (令和6年9月27日告示)
- ・適用期間 令和7年1月1日から3月31日まで
- 異性化糖 1,000キログラムにつき 0円 (令和6年12月26日告示)
- 加糖調製品 1,000キログラムにつき 4,200円 (令和6年12月26日告示)

表49 指定糖の機構買入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円／トン)

区分 適用期間	NY11の平均値		買入価格 (平均輸入価格)	価格調整法第 9条に基づく 調整金	指定糖調整金 軽減額		売買差額 (調整金)	売戻価格
	90日間の 平均 (セント/ポンド*)	円換算 (円/トン)			異性化糖 軽減額	加糖調製品 軽減額		
令和6年 4～6月	22.47	73,758	108,020	16,717	0	4,100	12,617	120,637
7～9月	19.73	67,881	104,620	17,975	0	4,100	13,875	118,495
10～12月	19.11	63,994	100,740	20,627	0	4,200	16,427	117,167
令和7年 1～3月	21.81	73,107	107,650	17,910	0	4,200	13,710	121,360

注：価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に、次の額が二次調整金分として加算される。

令和6年4月～令和6年9月…25,613円、令和6年10月～令和7年3月…25,613円

## イ 輸入指定糖売買業務の実績

### (ア) 概要

令和6事業年度においては、全適用期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条第1項の規定に基づき、売買が行われた。

#### a 粗糖

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比23.8%増の9万4363トン(169件)、売買差額は同4.2%増の17億2845万円、条件付きのもの売買契約数量は同22.5%増の3156トン(65件)であった。

#### b 高糖度原料糖

高糖度原料糖(糖度が98.5度以上99.3度未満の粗糖以外の原料糖をいう。)の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比6.6%増の109万8388トン(630件)、売買差額は同8.7%増の161億1689万円、条件付きのもの売買契約数量は同0.7%増の3394トン(61件)であった。

#### c 粗糖・高糖度原料糖以外

粗糖・高糖度原料糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比0.5%増の1万7444トン(1367件)、売買差額は同15.6%増の3億1626万円、条件付きのもの売買契約数量は同16.9%減の1179トン(9件)であった。

## (イ) 売買契約実績

## a 粗糖

(単位：キログラム、円)

区分 年月	総数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	売買差額 (調整金)
令和6年4月	16	4,086,13	5	304,305	1	3,781,827	47,715,311
5月	24	19,256,533	5	106,973	19	19,149,560	286,185,979
6月	16	16,847,656	1	10,329	15	16,837,327	327,639,331
7月	27	7,074,553	9	452,521	18	6,622,032	91,880,692
8月	19	15,791,909	5	283,203	14	15,508,706	256,162,495
9月	19	5,317,248	4	254,051	15	5,063,197	78,006,763
10月	26	4,865,745	7	299,559	19	4,566,186	75,107,498
11月	18	3,391,943	6	371,338	12	3,020,605	94,414,866
12月	13	1,544,484	5	244,127	8	1,300,357	46,286,331
令和7年1月	16	3,163,073	5	216,905	11	2,946,168	40,391,963
2月	17	4,141,092	8	269,434	9	3,871,658	57,552,491
3月	23	12,038,056	5	342,793	18	11,695,263	327,105,752
合計	234	97,518,424	65	3,155,538	169	94,362,886	1,728,449,472

## b 高糖度原料糖

(単位：キログラム、円)

区分 年月	総数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	売買差額 (調整金)
令和6年4月	56	82,581,240	7	377,225	49	82,204,015	913,862,029
5月	44	89,737,308	2	21,202	42	89,716,106	1,011,896,848
6月	70	118,202,357	5	363,010	65	117,839,347	1,746,754,767
7月	61	90,355,808	7	438,760	54	89,917,048	1,112,723,466
8月	39	82,073,217	0	0	39	82,073,217	1,037,621,610
9月	87	144,873,137	8	388,851	79	144,484,286	2,344,960,445
10月	51	79,614,998	2	214,268	49	79,400,730	1,185,214,693
11月	70	127,119,525	10	318,989	60	126,800,536	1,950,196,693
12月	65	79,549,578	4	434,329	61	79,115,249	1,779,329,265
令和7年1月	54	92,033,823	8	443,508	46	91,590,315	1,123,440,148
2月	46	72,569,151	5	186,848	41	72,382,303	1,106,110,834
3月	48	43,071,636	3	206,961	45	42,864,675	804,781,967
合計	691	1,101,781,778	61	3,393,951	630	1,098,387,827	16,116,892,765

c 粗糖・高糖度原料糖以外

(単位：キログラム、円)

年月	総数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	売買差額 (調整金)
令和6年4月	116	2,116,238	0	0	116	2,116,238	30,188,938
5月	132	1,325,735	0	0	132	1,325,735	22,447,201
6月	96	1,216,653	2	239,684	94	976,969	23,555,127
7月	140	2,132,333	2	239,574	138	1,892,759	29,482,084
8月	106	785,373	0	0	106	785,373	15,158,672
9月	100	1,440,058	2	239,497	98	1,200,561	26,861,263
10月	138	2,084,557	1	220,291	137	1,864,266	32,861,436
11月	140	1,648,652	1	19,200	139	1,629,452	26,500,853
12月	100	1,286,321	0	0	100	1,286,321	32,867,981
令和7年1月	110	1,930,165	0	0	110	1,930,165	29,077,441
2月	98	1,142,739	0	0	98	1,142,739	28,867,475
3月	100	1,513,263	1	220,281	99	1,292,982	18,393,628
合計	1,376	18,622,087	9	1,178,527	1,367	17,443,560	316,262,099

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(令和6事業年度については19者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から1円を減じた額)で落札された(表50)。

表50 輸入指定糖の入札結果

区分	上場数量 (トン)	申込者数 (者)	申込数量 (トン)	申込倍率 (倍)	落札者数 (者)	落札数量 (トン)	不落札数量 (トン)	落札率 (%)	落札価格			
									最高 (円/トン)	最低 (円/トン)	平均 (円/トン)	
令和5砂糖年度												
4-6月期(第3回)令和6年4月17日	22,400	15	58,016	2.6	15	22,400	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
7-9月期(第4回)令和6年7月17日	22,400	16	62,720	2.8	16	22,400	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
令和6砂糖年度												
10-12月期(第1回)令和6年10月16日	24,200	15	67,760	2.8	15	24,200	0	100.0	25,612	25,612	25,612	
1-3月期(第2回)令和7年1月15日	21,000	15	58,800	2.8	15	21,000	0	100.0	25,612	25,612	25,612	

注1：不落札数量は、(上場数量 - 落札数量)である。

注2：落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。

## 2 加糖調製品に関する業務

### (1) 輸入加糖調製品糖各種指標

#### ア 加糖調製品糖調整基準価格及び加糖調製品糖調整率

令和砂糖年度に適用される価格調整法第18条の2第1項の農林水産大臣が定める額（加糖調製品糖調整基準価格）及び同法第18条の6第1項の農林水産大臣の定める率（加糖調製品糖調整率）は、令和6年9月30日に次のように告示された。

○加糖調製品糖調整基準価格1,000キログラムにつき289,000円（287,615円）

○加糖調製品糖調整率 100分の32.90（100分の30.90）

注：（ ）内は令和5砂糖年度の数値である。

#### イ 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入加糖調製品に係る機構買入価格は、価格調整法第18条の4に基づき輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とされており、加糖調製品糖平均輸入価格は、同法第18条の3及び価格調整法施行令第24条の8並びに第24条の9の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

#### ウ 加糖調製品糖標準価格

加糖調製品糖標準価格は、価格調整法第18条の2第1項第2号の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法第9条第1項第1号に定める算式によって、加糖調製品糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表51のとおり告示された。

表51 加糖調製品糖の平均輸入価格等の推移

（単位：円／トン）

区分		平均輸入価格	加糖調製品糖標準価格
適用期間			
令和6年	4～6月	162,976	241,515
	7～9月	158,759	238,483
	10～12月	154,621	238,063
令和7年	1～3月	158,411	243,991

注：輸入加糖調製品の売買価格及び調整金（売買差額）は、売買ごとの単価が異なるため表示しない。

### (2) 輸入加糖調製品売買業務の実績

#### ア 概要

令和6事業年度においては、全期間で平均輸入価格が加糖調製品糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第18条の2の規定に基づき売買が行われた。

輸入加糖調製品の売買契約数量は33万1514トン、売買差額は107億1812万円であった。

#### イ 売買契約実績

(単位：キログラム、円)

区分 年月	数量	売買差額
令和6年4月	28,599,810	910,176,705
5月	26,352,988	841,003,789
6月	26,228,861	856,950,816
7月	32,033,644	1,051,441,520
8月	27,960,538	870,032,576
9月	26,378,325	816,146,607
10月	32,424,250	999,871,500
11月	29,737,275	997,415,911
12月	24,904,404	836,710,165
令和7年1月	27,956,198	958,945,011
2月	22,266,920	748,977,372
3月	26,671,127	830,447,222
合計	331,514,340	10,718,119,194

### 3 異性化糖に関する業務

#### (1) 異性化糖各種指標

##### ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

令和6砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、令和6年9月30日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき202,597円（195,286円）
- ・異性化糖調整率 100分の19.65（100分の17.38）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき14,645円（14,018円）

注：（ ）内は令和5砂糖年度の数値である。

##### イ 機構買入価格（異性化糖平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあっては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあっては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

## ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表52のとおり告示された。

## エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあってはその移出の時に、輸入異性化糖にあってはその輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっており、表52のとおり算定された。

表52 異性化糖の機構買入価格、売戻価格及び異性化糖標準価格の推移

(単位：円／トン)

区分 適用期間	買入価格 (異性化糖 平均供給価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)	異性化糖 標準価格
令和6年 4～6月	167,994	170,003	2,009	170,003
7～9月	172,271	174,485	2,214	174,485
10～12月	164,279	166,725	2,446	166,725
令和7年 1～3月	169,679	172,381	2,702	172,381

注1：価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。

注2：価格調整法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が二次調整金として加算される。

令和6年4月～同年9月…14,018円、令和6年10月～翌年3月…14,645円

## (2) 異性化糖売買業務の実績

### ア 概要

令和6事業年度においては、全適用期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を下回ったため、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、売買が行われた。

イ 売買契約実績  
(輸入異性化糖等)

(単位：キログラム、円)

年月	区分	数量	売買差額 (調整金)
令和6年4月		2,362	35,078
5月		3,940	58,496
6月		2,238	33,238
7月		—	—
8月		7,503	112,789
9月		3,381	50,821
10月		14	228
11月		1,855	29,356
12月		2,951	46,736
令和7年1月		2,024	32,516
2月		4,466	63,483
3月		506	8,128
合計		31,240	470,869

注：数量は標準異性化糖換算である

(国内産異性化糖)

(単位：キログラム、円)

年月	区分	数量	売買差額 (調整金)
令和6年4月		72,618,159	145,892,712
5月		71,451,719	143,549,186
6月		74,389,840	150,728,881
7月		83,595,860	185,091,612
8月		65,709,820	145,489,967
9月		57,916,500	130,554,309
10月		58,851,903	143,956,501
11月		56,521,789	138,256,592
12月		52,063,650	127,352,044
令和7年1月		52,741,203	142,501,217
2月		54,001,198	145,905,676
3月		66,220,777	182,111,098
合計		766,082,418	1,781,389,795

注：数量は標準異性化糖換算である

4 輸入指定でん粉等に関する業務

(1) 指定でん粉等売買業務

ア 指定でん粉等各種指標

(ア) でん粉調整基準価格及び指定でん粉等調整率

令和6でん粉年度に適用される価格調整法第26条第1項のでん粉調整基準価格及び同法第31条第1項第1号の農林水産大臣の定める率(指定でん粉等調整率)は、令和6年9月30日に次のように告示された。

- でん粉調整基準価格 1,000キログラムにつき 182,240円 (179,340円)
- 指定でん粉等調整率 100分の4.550 (100分の4.705)

注：( )内は令和5でん粉年度の数値である。

(イ) 機構買入価格 (平均輸入価格)

輸入に係る指定でん粉等の機構買入価格は、価格調整法第29条に基づき、輸入申告の時に適用される平均輸入価格とされており、平均輸入価格は、同法第28条並びに同令第39条及び第40条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表53のとおり告示された。

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第31条第1項により、でん粉調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定でん粉等調整率を用いて表53のとおり3か月ごとに算定された。

表53 でん粉の機構買入価格、売戻価格及び売買差額の推移

(単位：円／トン)

適用期間	区分	買入価格 (平均輸入価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)
令和6年	4～6月	92,300	96,395	4,095
	7～9月	95,760	99,692	3,932
	10～12月	87,030	91,362	4,332
令和7年	1～3月	91,760	95,877	4,117

イ 輸入指定でん粉等の売買業務の実績

(ア) 概要

令和6事業年度においては、全適用期間を通じて平均輸入価格がでん粉調整基準価格を下回ったため、価格調整法第27条の規定に基づき売買が行われた。

a トウモロコシ（でん粉原料用輸入農産物）

トウモロコシ(でん粉原料用輸入農産物)の売買契約数量は前年度比0.8%減の302万5250トン(997件)、売買差額は同1.5%増の84億4920万円であった。

b でん粉

でん粉の売買契約数量は、糖化用でん粉が前年度比3.2%減の8万1021トン(178件)、化工でん粉用でん粉が同5.2%増の5万6171トン(288件)で、合計は同0.1%増の13万7192トン(466件)であった。また、売買差額は、糖化用でん粉と化工でん粉用でん粉を合わせて同2.8%増の5億6431万円であった。

(イ) 売買契約実績

a トウモロコシ（でん粉原料用輸入農産物）

(単位：キログラム、円)

区分 年月	件数	数量	売買差額 (調整金)
令和6年4月	54	182,186,783	507,390,184
5月	119	330,368,009	920,074,905
6月	76	226,177,906	629,905,461
7月	101	323,000,933	863,704,499
8月	79	241,901,993	646,845,932
9月	108	314,380,918	840,654,577
10月	71	208,993,013	615,693,402
11月	79	272,185,125	801,857,363
12月	73	211,219,069	622,251,365
令和7年1月	70	227,753,950	637,483,297
2月	65	217,993,316	610,163,286
3月	102	269,088,855	753,179,697
合計	997	3,025,249,870	8,449,203,968

b でん粉

(単位：キログラム、円)

区分 年月	糖化用でん粉		化工でん粉用でん粉		でん粉 合計		
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	売買差額 (調整金)
令和6年4月	8	3,927,000	13	2,910,000	21	6,837,000	27,997,515
5月	15	7,310,000	35	9,212,400	50	16,522,400	67,659,228
6月	12	5,567,500	20	3,598,400	32	9,165,900	37,534,360
7月	18	9,061,000	33	5,528,400	51	14,589,400	57,365,520
8月	14	6,477,000	21	3,334,000	35	9,811,000	38,576,852
9月	16	6,647,000	31	4,716,400	47	11,363,400	44,680,888
10月	15	7,445,150	29	5,119,000	44	12,564,150	54,427,898
11月	16	8,109,000	19	5,000,847	35	13,109,847	56,791,857
12月	8	2,983,500	20	3,046,200	28	6,029,700	26,120,659
令和7年1月	19	8,993,000	20	3,245,000	39	12,238,000	50,383,845
2月	15	5,678,000	28	6,548,850	43	12,226,850	50,337,941
3月	22	8,823,000	19	3,911,750	41	12,734,750	52,428,965
合計	178	81,021,150	288	56,171,247	466	137,192,397	564,305,528